

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成31年2月15日

【会社名】 セントラルフォレストグループ株式会社

【英訳名】 Central Forest Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永津 嘉人

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区川並町4番8号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社トーカン
取締役専務執行役員 神谷 亨
国分中部株式会社
常務執行役員 経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長
佐野 康夫

【最寄りの連絡場所】 株式会社トーカン
名古屋市熱田区川並町4番8号
国分中部株式会社
名古屋市北区浪打町二丁目35番地

【電話番号】 株式会社トーカン
(052)681-8218
国分中部株式会社
(052)911-3161

【事務連絡者氏名】 株式会社トーカン
取締役専務執行役員 神谷 亨
国分中部株式会社
常務執行役員 経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長
佐野 康夫

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 22,976,097,831円
(注)本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社トーカン(以下「トーカン」といいます。)及び国分中部株式会社(以下「国分中部」といいます。)の最近事業年度末日(トーカンは平成30年9月30日、国分中部は平成29年12月31日)における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年12月3日付で提出いたしました有価証券届出書（平成30年12月20日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、トークン及び国分中部が平成31年2月1日付で当社の株式について株式会社名古屋証券取引所に新規上場申請を行ったこと、平成31年2月14日付でトークンの四半期報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

- 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等
発行済株式
 - (4) 発行済株式総数、資本金等の推移

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
四半期報告書又は半期報告書
臨時報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	8,860,409株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式は100株であります。 (注) 4

(注) 1. 省略

- 平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、トークンが平成30年9月30日時点で保有する自己株式(1,576,900株)については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 両社は、当社の普通株式について、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第二部(以下「名証第二部」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。
- 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	8,781,749株 (注) 1, 2, 3, 4	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式は100株であります。 (注) 5

(注) 1. 省略

- 平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。株式移転の効力発生までにトークンが保有する見込の自己株式(1,576,900株)、及び国分中部が保有する見込の自己株式(51,750株)は上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なおトークンの自己株式は平成30年9月30日時点で保有する自己株式であり、国分中部の自己株式は本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによる自己株式となります。
- 実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 両社は、当社の普通株式について、平成31年2月1日付で株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第二部(以下「名証第二部」といいます。)に新規上場申請を行いました。
- 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注) 1 , 2

(注) 1 . 省略

- 2 . 当社は、前記「1 新規発行株式」に記載の当社普通株式について、名証第二部へ上場申請手続(名古屋証券取引所所有価証券上場規程第2条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第23条)により平成31年4月1日より名証第二部に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り(名古屋証券取引所株券上場審査基準第4条第3項)。)について、同基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注) 1 , 2

(注) 1 . 省略

- 2 . 当社は、前記「1 新規発行株式」に記載の当社普通株式について、平成31年2月1日付で名証第二部へ上場申請手続(名古屋証券取引所所有価証券上場規程第2条第2項)を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場(同規程第23条)により平成31年4月1日より名証第二部に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限り(名古屋証券取引所株券上場審査基準第4条第3項)。)について、同基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

(訂正前)

会社名	トークン	国分中部
株式移転比率	1	1.52

(注) 1. 省略

2. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式8,860,409株

上記は、平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、トークンが平成30年9月30日時点で保有する自己株式(1,576,900株)は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

3. 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた単元未満株式を名古屋証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

後略

(訂正後)

会社名	トークン	国分中部
株式移転比率	1	1.52

(注) 1. 省略

2. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式8,781,749株

上記は、平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。株式移転の効力発生までにトークンが保有する見込の自己株式(1,576,900株)、及び国分中部が保有する見込の自己株式(51,750株)は上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なおトークンの自己株式は平成30年9月30日時点で保有する自己株式であり、国分中部の自己株式は本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによる自己株式となります。

3. 実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

4. 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた単元未満株式を名古屋証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

後略

第三部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの業績等の概要につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの業績等の概要につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

2 【生産、受注及び販売の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの生産、受注及び販売の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの生産、受注及び販売の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

5 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるトークンの経営上の重要な契約等につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるトークンの経営上の重要な契約等につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

6 【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの研究開発活動につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの研究開発活動につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(訂正前)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの設備投資等の概要につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの設備投資等の概要につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

2 【主要な設備の状況】

(訂正前)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの主要な設備の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの主要な設備の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

3 【設備の新設、除却等の計画】

(訂正前)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの設備の新設、除却等の計画につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

(訂正後)

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンの設備の新設、除却等の計画につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)及び四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

後略

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成31年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,860,409 (注)1	名古屋証券取引所 (市場第二部) (注)2	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、当社にお ける標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元 株式は100株であります。
計	8,860,409		

- (注) 1. 平成30年9月30日時点におけるトーカンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、トーカンが平成30年9月30日時点で保有する自己株式(1,576,900株)は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 両社は、当社の普通株式について、名証第二部に新規上場申請を行う予定であります。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,781,749 (注)1, 2	名古屋証券取引所 (市場第二部) (注)3	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、当社にお ける標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元 株式は100株であります。
計	8,781,749		

- (注) 1. 平成30年9月30日時点におけるトーカンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。株式移転の効力発生までにトーカンが保有する見込の自己株式(1,576,900株)、及び国分中部が保有する見込の自己株式(51,750株)は上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なおトーカンの自己株式は平成30年9月30日時点で保有する自己株式であり、国分中部の自己株式は本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによる自己株式となります。
2. 実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
3. 両社は、当社の普通株式について、平成31年2月1日付で名証第二部に新規上場申請を行いました。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成31年4月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

(訂正前)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成31年4月1日	8,860,409 (予定)	8,860,409 (予定)	1,600	1,600	400	400

(注) 平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、トークンが平成30年9月30日時点で保有する自己株式(1,576,900株)は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(訂正後)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成31年4月1日	8,781,749 (予定)	8,781,749 (予定)	1,600	1,600	400	400

(注) 1. 平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しています。株式移転の効力発生までにトークンが保有する見込の自己株式(1,576,900株)、及び国分中部が保有する見込の自己株式(51,750株)は上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なおトークンの自己株式は平成30年9月30日時点で保有する自己株式であり、国分中部の自己株式は本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによる自己株式となります。

2. 実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当する連結子会社がなく連結財務諸表等は作成してありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出) 及び 四半期報告書(平成31年2月14日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当する連結子会社がなく連結財務諸表等は作成してありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

トークン

該当事項はありません。

国分中部

該当事項はありません。

(訂正後)

トークン

事業年度 第70期第1四半期(自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)

平成31年2月14日東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

【臨時報告書】

(訂正前)

トークン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成30年12月20日)までに、以下の臨時報告書を提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成30年12月20日に東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

(訂正後)

トークン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成31年2月15日)までに、以下の臨時報告書を提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成30年12月20日に東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。